

令和8年度職場の健康づくり支援事業実施要領

1 趣旨

公立学校共済組合静岡支部（以下「支部」という。）の所属所等が開催する組合員のための健康づくりやメンタルヘルスに関する講習会、講演会及び研修会（以下「講習会等」という。）の実施に対して支援を行うことにより、組合員が抱える健康に関する不安や悩みの早期解決を図り、もって組合員の健康の保持増進に資することを目的とする。

2 定義

この要綱において、「所属所等」とは、次のとおりとする。

- (1) 支部の所属所及び組合員により構成される諸団体（所属所）
- (2) 別表に定める教育関係諸団体（諸団体）
- (3) 市町教育委員会（市町教委）
- (4) 県教育委員会（県教委）

3 事業内容

所属所等が開催する講習会等について、次のとおり支援を行う。

(1) 費用助成

講習会等に要する経費のうち、開催者が依頼した講師の謝礼金（交通費含む）について、開催者及び開催時間に応じて下表の金額を限度として助成する。

なお、口座振込によることとし、助成金を受領する口座がない場合、費用助成の申請は不可とする。

【助成上限額】

所属所	市町教委 県教委	諸団体
45分以上 5万円	45分以上1時間30分以内	12万円
	1時間30分超	25万円

(2) 講師派遣

ア 講習会等の内容に応じて、支部が講師（医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、理学療法士、健康運動指導の有資格者、リラクゼーション関連の有資格者、心理相談の有資格者、労働安全又は働き方改革関連の有資格者、その他の有資格者）を決定し派遣する。

イ 講師の謝礼金及び交通費については、支部が負担する。

ウ リラクゼーション関連の教材費は、参加者が負担する。

エ テーマ種別、講習会等の内容及び開催時間等は、開催者に応じて下表のとおりとする。

【テーマ種別等】

テーマ種別	講習会等の内容	開催時間	支援対象		
			所属所	市町教委 県教委	諸団体
一般 テーマ	食習慣、運動習慣、休養や睡眠などの生活習慣に着目した健康づくりやメンタルヘルスに関する啓発、緊張を解きほぐすリラクゼーション等を内容とし、 <u>各所属所等</u> が企画する。	45分以上1時間30分以内	○	○	○
管理職 向け テーマ	健康づくりやメンタルヘルスに関する啓発等を内容とした講習会等で、指導的な立場にある者が、職位と責任に応じた知識を習得することを目的として、 <u>市町教育委員会及び県教育委員会又は教育関係諸団体が企画する。</u>	45分以上1時間30分以内（1時間版）	×	○	○
		1時間30分超2時間以内（2時間版）	×	○	○

4 支援期間（開催期間）及び支援回数

支援の対象となる講習会等は年度末までに開催されるものとする。

また、講習会等の申請は原則として5(1)のとおりとし、支援回数は、費用助成及び講師派遣いずれも、開催者に応じて下表のとおりとする。

【支援回数】

	所属所	市町教委 県教委	諸団体
費用助成	複数回可	1回	1回
講師派遣 (一般テーマ)	複数回可	複数回可	複数回可
講師派遣 (管理職向けテーマ)		1回	1回

5 実施方法

(1) 申請書の提出

支援を希望する所属所等は、保健事業関係様式第1号「職場の健康づくり支援事業申請書」（以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、以下の申請期限日までに、支部にメール（kyoui_kyousai@pref.shizuoka.lg.jp）により提出する。

ア 費用助成については、講習会等の開催日の1か月前

イ 講師派遣については、講習会等の開催日の2か月前

(2) 決定通知の送付

支部は、申請書を審査の上、費用助成又は講師派遣等を決定し、「職場の健康づくり支援事業の支援決定について」（以下「決定通知」という。）によりメールで通知する。（メールは申請書を送信したメールアドレス宛てに返信することとする。）

(3) 費用助成又は講師派遣

支部は、申請書に基づき費用助成又は講師派遣を行う。

(4) 講習会等の実施

所属所等は、申請書の内容に基づき講習会等を実施する。

(5) 実施報告書及び講習会資料の提出

所属所等は、費用助成又は講師派遣いずれの場合も講習会等終了後 1 か月以内に、保健事業関係様式第 2 号「職場の健康づくり支援事業実施報告書」（以下「実施報告書」という。）及び講習会等に使用した資料（以下「資料」という。）をメール又は郵送にて支部に提出する。

(6) その他

やむを得ない事情により、所属所等が講習会等の開催を中止する場合は、開催日の 2 週間前までに支部及び「決定通知」に記載の講師派遣機関に連絡する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

<参考> 費用助成及び講師派遣の事務手続きの流れ

